

# ごみ出しの支援

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者の方などへの支援を行っています。

収集の種類	ふれあい収集 (家庭ごみの持ち出し収集)	粗大ごみの持ち出し収集
燃やすごみ 燃えないごみ スプレー缶 乾電池	対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。 ※ 収集時にごみが排出されていない場合等に、インターホン等で声を掛けることがあります。	対象者宅の敷地内または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。 ※ 粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。 ・分解が必要な粗大ごみ ・他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ
プラスチック製 容器包装 缶・びん・ ペットボトル	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない <b>ひとり暮らしの方</b> 。なお、同居者がいる場合でも、同居者が次のいずれかに該当する場合は、対象となります。 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 愛の手帳の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④ 介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ ごみを持ち出すことができない65歳以上の方	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら粗大ごみを指定場所まで持ち出すことができない <b>ひとり暮らしの方</b> 。なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者など次のいずれかに該当する場合は、対象となります。 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 愛の手帳の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④ 介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 ⑥ 妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方
小さな金属類 古紙・古布 資源集団回収	資源循環局事務所に、申込書にてお申込みください。申込書は資源循環局のHPでダウンロードできます。 事前にご自宅に伺うなどして、対象者に該当するか確認させていただきます。	資源循環局事務所にお申し込みください。 事前に対象者に該当するか確認させていただきます。なお、受付から収集までお時間を頂く場合があり、収集日はご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。

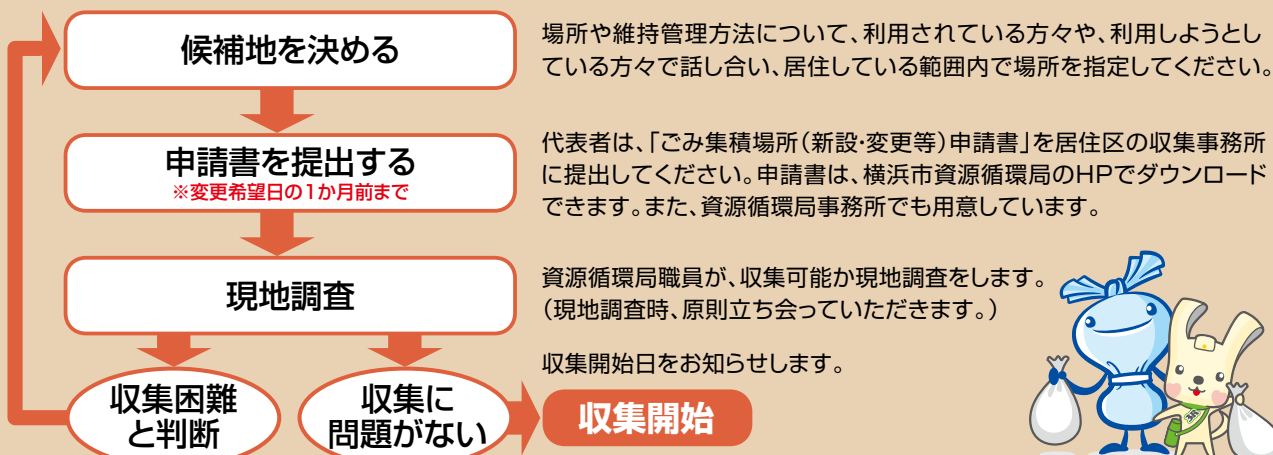
## 集積場所の設置や維持管理

みんなで  
きれいに  
しましょう!



- 利用する皆様が話し合いで場所を決め、清掃などの維持管理をしています。
- 集積場所を新設したり移動する際には、各区の資源循環局事務所(裏表紙)に相談してください。

### ごみ集積場所の設置や移動の手続きの流れ



※ 道路が狭く収集車が通行することができないため、集積場所が自宅近くに設けられない地域において、軽四輪車でごみを収集します。  
詳しくは、お住いの区の資源循環局事務所(裏表紙)へお尋ねください。

## 集積場所快善隊の取り組み

地域の方だけでは解決することが難しい集積場所についての課題...

- カラスよけネット等の対策を講じていても、小動物によるごみの散乱がひどい
- 地域外から分別されていないごみ等を持ち込まれてしまう など  
⇒ こうした課題に対して、各区の資源循環局事務所に「集積場所快善隊」を設置し、職員が地域へ伺うなど、地域の方々と協働してそれぞれの事情に沿ったさまざまな対策を講じています。お困りのことがありましたら、各区の資源循環局事務所(裏表紙)に相談してください。

# 不法投棄

道路や空き地に、ごみや自動車を捨てることは悪質な犯罪で、法律により罰せられます。不法投棄を見つけたら110番通報するか、区役所の資源化推進担当(裏表紙)に連絡してください。不法投棄物への対応は土地の所有者・管理者が対応することになります。

〈参考〉土地の所有者管理者の一例

・集積場所の場合：資源循環局事務所 ・道路上、公園内の場合：各区の土木事務所 ・私有地の場合：土地の所有者

# 事業系ごみ

事業系ごみとは、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公署など、広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動から生じるごみをいいます。

事業系ごみを家庭ごみ集積場所に排出することはできません。処理にあたっては手続きをして自ら処理施設へ持ち込むか、**廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた業者に委託**してください。

排出場所は敷地内とし、カラス等の小動物による散乱を防止するため、ふた付きのポリ容器などを使用して、街の美観を損なわない方法で排出してください。

●一般廃棄物  
処理業者名簿



●産業廃棄物  
処理業者名簿



燃やすごみ

燃えないごみ  
スプレー缶  
乾電池

プラスチック製  
容器包装

缶・びん・  
ペットボトル

小さな金属類

## ⚠️ 無許可の廃棄物回収業者にご注意!

「一般廃棄物収集運搬業」の許可を受けずに、家庭から排出される粗大ごみ等の廃棄物を収集している事業者は違法業者です。

### ■市民の方がトラブルに遭った事例

- 軽トラックで市内を巡回している事業者にごみ処理を依頼したら、高額な処分料を請求された。
- 無料回収のチラシを添付してごみ処理を依頼したら、軽トラックに積み込んだ後で作業料などを徴収された。

### ■トラブルに遭わないために

家庭から出るごみは「一般廃棄物」にあたり、これを収集できるのは横浜市と横浜市から許可を受けた「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に限られます。家庭ごみも適正な処理をするように心がけましょう。

- 一般廃棄物収集運搬業許可業者に関する問合せ  
事業系廃棄物対策課 ☎671-2511 ㊚663-0125
- 契約などによるトラブルに関する問合せ  
「横浜市消費生活総合センター」  
☎845-6666 (受付 平日9:00~18:00 土日9:00~16:45)
- 粗大ごみに関する問合せ・申込みはP11へ

気をつけて!



古紙・古布  
資源集団回収

粗大ごみ

小型家電  
小型充電式電池

インカートリッジ  
資源物の直接  
持込み・回収

市では取り  
扱えない  
もの

## お知らせ



# 環境事業推進委員

横浜市では、地域での3R行動の推進や、ごみ集積場所の清潔保持、ごみと資源物の適正な出し方の啓発等を行うため、自治会・町内会から推薦いただいた方に環境事業推進委員を委嘱しています。

ごみと資源物の出し方や、清掃および環境のことでわからないとき、困ったときは、あなたの街の環境事業推進委員に相談してください。

ごみ出しの支援  
集積場所の  
設置や維持管理

不法投棄  
事業系ごみ

ごみの  
分別品目  
一覧表